

外形標準課税における法人事業税の申告書別表等の提出について

日ごろは、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

外形標準課税の対象法人が提出する申告書別表及び提出をお願いする添付書類は次のとおりです。

様式番号	様式名	提出する法人及び添付書類		
第6号様式	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	すべての法人 【添付書類】貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書 ※円単位のものをお願いします。	
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	特定内国法人 【添付書類】外国の事業に帰属する付加価値額の計算に関する明細書	非課税事業と課税事業をあわせて行う法人 【添付書類】非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	収入金額課税事業を行う内国法人 特定内国法人 非課税事業と課税事業をあわせて行う法人 外国法人	
			無償減資等による資本の欠損のてん補を行った法人 剰余金を損失のてん補に充てた法人 無償増資等による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人 【添付書類】その事実及びその金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告を証する書面(官報の抜粋)、催告書、異議申立書、弁済金受領書、株主資本等変動計算書等)	
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	一定の持株会社 【添付書類】出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載したもの） ②欄及び⑥欄に金額の記載がある場合には、その内訳書	
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書	すべての法人	本店所在地の都道府県にのみ提出
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	労働者派遣等を受けた法人 労働者派遣等をした法人	
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	すべての法人	
	別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	すべての法人	
	別表5の6	国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	改正前の旧地方税法附則第9条第14項から第16項までの規定による控除を受ける法人 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)	
別表5の6の3	給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	地方税法附則第9条第13項から第15項までの規定による控除を受ける法人 (令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度に適用)		
別表5の7	平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第5項までの規定による控除を受ける法人		

◎ 「付加価値額等内訳明細書」添付のお願い

外形標準課税の確定申告書には、**付加価値額等内訳明細書（別紙様式）**。別途作成した資料がある場合には当該資料で可。）を添付していただきますようお願いいたします。

なお、提出する書類が膨大となる場合には、管轄の県税事務所までご相談ください。

* 外形標準課税の対象法人については、後日、県の職員が申告内容の確認調査にお伺いすることがあります。事前に付加価値額等内訳明細書等を添付していただくことによって、その際の所要時間を短縮することができますので、何卒ご協力をお願いします。

※令和2年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）で行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書をe-Taxで提供したときは、法人事業税においても、提出があったものとみなします。

外形標準課税に関する詳細については次のホームページをご覧ください。

◎愛知県ホームページ 外形標準課税の概要等・・・<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000034601.html>

外形標準課税Q&A・・・<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000034871.html>

申告書様式ダウンロード・・・<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000055625.html>

◎ 外形標準課税申告チェック表 (特に誤りの多い事項について確認を行っていただくためのものです。)

□ 共通

報酬給与額、支払利子又は支払賃借料を計上する事業年度は、法人税の所得の計算上損金の額に算入される事業年度と一致します。(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において法人が支払う給与、利子又は賃借料を当該事業年度の報酬給与額、支払利子または支払賃借料とします。)

受取利子、受取賃借料を計上する事業年度は、法人税の所得の計算上益金の額に算入される事業年度と一致します。

消費税及び地方消費税相当額は除きます。

□ 報酬給与額

所得税において給与所得又は退職所得とされているものは名称を問わず含めます。例：持株奨励金、退職慰労金

所得税において非課税とされる通勤手当等は除きます。

退職給付(給与)引当金、賞与引当金の当期取崩額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入された金額を含めます。

企業年金等の掛金を含めます。

出向者に対する給与は実質負担者の報酬給与額とします。

出向者に対する退職給与等については、直接支払いを行う法人の報酬給与額とします。

ただし企業年金等の掛金は実質負担者の報酬給与額とします。

別表5の3の2における労働者派遣等は、労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)に基づく労働者派遣契約書又は船員職業安定法に基づく船員派遣契約書が交わされているものをいいます。

□ 純支払利子

利子税並びに延滞金(延納に係るもの)は支払利子に含めます。

還付加算金は受取利子に含めます。

受取利子は源泉所得税を控除する前の総額で計上します。

□ 純支払賃借料

一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められる荷物の保管料は賃借料に含めます。

契約書等において区分されている管理費、共益費は賃借料から除きます。

社宅等の賃借料を社員から受け取っている場合、これらを受取賃借料に含めます。

□ 単年度損益

別表5の2の⑤欄は第6号様式⑧欄(別表5がある場合は③欄の金額から同表の⑦から⑭までの各欄の金額の合計額を控除した金額)の金額と一致します。

□ 資本割

資本金等の額(資本金の額及び資本準備金の額の合算額を下回る場合は当該合算額)をいいます。(資本金の額ではありません。)

◎ 申告書別表の端数処理について

申告書等様式	1(円)未満の端数切捨て	1(円)未満の端数切上げ	端数処理を行わない
別表5の2	⑧ ⑭ ⑱ ⑲	⑦	
別表5の2の2	⑥～⑨注1、⑳～㉓		
別表5の2の3	② ⑧ ⑩ ⑬ ⑰ ⑲ ㉑		
別表5の2の4	⑩	⑨、『持株割合』	⑩の(④+⑧)/(③+⑦)注2
別表5の3	⑧ ⑪		
別表5の6	㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘		
別表5の6の3	㉗～㉚、㉜		
別表5の7	③ 税額(口) 注3	⑯～㉑ 注3	

注1 ⑥～⑨を従業者数によるあん分計算により算出した場合について適用します。

注2 ⑨の割合を使用せず再計算をします。

注3 税額(口)については100円未満の端数切捨て、⑯～㉑については100円未満の端数切上げとなります。

◎ 申告書別表の記載等について

- 第6号様式別表5の3(報酬給与額に関する明細書)について、事務所等ごとの記載が困難な場合は、実態に即した区分による記載で差し支えありません。
- 受取利子(受取賃借料)が支払利子(支払賃借料)を上回るため、純支払利子(純支払賃借料)が「0」になる場合であっても、必ず第6号様式別表5の4及び第6号様式別表5の5を提出してください。
- 第6号様式別表5の3、第6号様式別表5の3の2、第6号様式別表5の4、第6号様式別表5の5については、既存の作成資料を申告書別表に添付しても差し支えありません。